れんが・ブロック工事、サ　鋼構造物工事、シ　鉄筋工事、ス　舗装工事、セ　しゅんせつ工事、ソ　板金工事、タ　ガラス工事、チ　塗装工事、ツ　防水工事、テ　内装仕上工事、ト　機械器具設置工事、ナ　熱絶縁工事、ニ　電気通信工事、ヌ　造園工事、ネ　さく井工事、ノ　建具工事、ハ　水道施設工事、ヒ　消防施設工事、フ　清掃施設工事、ヘ　解体工事

⑵　測量・建設コンサルタント等業務

ア　測量、イ　建築関係建設コンサルタント業務、ウ　地質調査

2　申請の時期

⑴　インターネット方式

ア　パスワード発行申請受付期間　平成28年11月１日から同28年12月28日まで。

イ　申請書入力プログラムダウンロード期間　平成28年11月１日から同29年１月13日まで。

ウ　申請書データ受付期間　平成28年12月１日から同29年１月13日まで。

エ　アドレス

㋐　建設工事

https://www.pqr.mlit.go.jp/

㋑　測量・建設コンサルタント等業務

https://www.pqrc.mlit.go.jp

オ　システム稼動時間　平日の９時から17時まで。行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）の終日及び平日の17時から９時までの間は、システム運休。

⑵　文書郵送方式及び文書持参方式　原則として受け付けない。

ただし、インターネット方式で対応していない申請（共同企業体（経常ＪＶ）に関する申請等）の受付期間については、次のとおり。平成29年１月４日から同29年１月31日まで（当日消印有効）。

⑶　上記⑴及び⑵の期間後の申請については、後記12の随時受付となる。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

ア　インターネットを使用して申請する者は、前記２⑴エに掲げるアドレスにアクセスして、平成28年12月28日までにパスワードを請求した後、入手したパスワードを用いて、同29年１月13日までに申請書データの作成に必要なプログラムをダウンロードすることにより入手できる。

イ　文書により申請する者は、別途、法務省ホームページに掲示する申請書をダウンロードすることにより入手できる。

⑵　申請書の提出方法　申請書は、次に掲げるア又はイのいずれかの方法により提出するものとする。

ア　インターネットを使用して申請する者は、前記２⑴エに掲げるアドレスにアクセスし、上記⑴アにより入手したプログラムを用いて作成した申請書データを送信するものとする。

イ　文書により申請する者は、次の場所に、下記⑶ア又は同イの申請書類を、郵送又は持参するものとする。ただし、前記２⑵のとおりインターネット方式で対応していない申請に限る。

〒100―8977 東京都千代田区霞が関１―１―１　法務省大臣官房施設課経理係　電話03―3580―4111（内線2249又は2265）

⑶　申請書類

ア　建設工事に係る申請　ａ　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）、ｂ　工事経歴書、ｃ　営業所一覧表、ｄ　総合評定値通知書（申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、審査基準日が平成27年６月30日以降のもの。ただし、後記12の随時受付においては、申請をする日の１年７月前の日以降のものに限る。）の写し、ｅ　工事分割内訳表、ｆ　共同企業体等調書（申請者が共同企業体等の場合）、ｇ　経常建設共同企業体協定書（申請者が経常建設共同企業体の場合）、ｈ　納税証明書

イ　測量・建設コンサルタント等業務に係る申請　ａ　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）、ｂ　測量等実績調書、ｃ　技術者経歴書、ｄ　登記事項証明書、ｅ　登録証明書、ｆ　財務諸表類、ｇ　営業所一覧表、ｈ　業態調書、ｉ　納税証明書

⑷　申請書類の作成に用いる言語等

ア　申請書類は、日本語で記載するものとし、外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を添付すること。

イ　申請書類の金額表示は邦貨額によるものとし、外国貨幣によるものについては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨額に換算して記載すること。

⑸　その他　資格審査の申請事務は、委任状に基づき日本国内に居住する者に委任することができる。

4　競争に参加することができない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）第70条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　令第71条第１項各号の一に該当する者で、その事実があった後２年を経過していない者（その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む。）

⑶　申請書類に故意に虚偽の事実を記載した者

⑷　経営状況が著しく不健全であると認められる者

⑸　建設工事を希望する者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条に規定する許可を受けていない者

⑹　測量を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条に規定する登録又は土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第８条に規定する登録を受けていない者

⑺　建築関係建設コンサルタント業務を希望する者で、営業に関し法律上必要な資格を有していない者

5　競争参加者の資格審査及び資格

⑴　前記４⑴から同⑺のいずれかに該当する者については、競争参加資格がないものと認定する。

⑵　上記⑴を除く者については、次のとおり資格審査を行う。

ア　建設工事　ａからｅの項目について総合数値を付与し、希望業種区分ごとに高点順に配列の上、等級の区分を設けている業種区分については、高点順に等級を付して、競争参加資格を認定する。

ａ　年間平均完成工事高

ｂ　経営規模（自己資本額、利払前税引前償却前利益）

ｃ　経営状況（純支払利息比率、負債回転期間、総資本売上総利益率、売上高経常利益率、自己資本対固定資産比率、自己資本比率、営業キャッシュ・フローの額、利益剰余金の額）

ｄ　技術力（技術職員数、年間平均元請完成工事高）

ｅ　その他（労働福祉の状況、営業年数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無、建設業の経理に関する状況、法令遵守の状況、防災協定締結の有無、研究開発費の額、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況、若年技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況）

イ　測量・建設コンサルタント等業務　ａからｃの項目について総合数値を付与し、希望業種区分ごとに競争参加資格を認定する。

ａ　年間平均実績高

ｂ　経営規模（自己資本額、技術職員数、技術職員以外の職員数）

ｃ　経営状況（流動比率、自己資本固定比率、純資本純利益率、営業年数）

6　官公需適格組合の証明を受けた者の取扱い

申請者が官公需適格組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合に限る。）で、総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、当職が定める手続により、参加資格の申請を行うことができる。

7　会社更生法に基づき更生手続開始の決定を受けた者等の取扱い

建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）は、別に定める手続により、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができる。

なお、更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）入札に参加することはできない。

8　国土交通省が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者の取扱い

建設業法第27条の23第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則第４項及び第６項の規定による国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者は、当職が定める手続により、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができる。